

一般社団法人大分県産業資源循環協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大分県産業資源循環協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、産業廃棄物処理業者相互の連携のもと産業廃棄物の適正処理、及び資源化・再生利用に関する普及・啓発を行うとともに、処理業者の技術の向上を図り、併せて産業廃棄物に関する調査・研究等により適正な処理を推進し、もって産業の健全な発展と生活環境保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再生利用についての講習会等の開催に関する事業
 - (2) 産業廃棄物の適正処理についての各種啓発活動に関する事業
 - (3) 産業廃棄物の適正処理、資源化・再生利用についての調査研究に関する事業
 - (4) 環境整備基金の設備・運営に関する事業
 - (5) 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再生利用について国、地方公共団体その他関係団体との連携の推進に関する事業
 - (6) 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再生利用について機関誌等の発行に関する事業
 - (7) 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再生利用について公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの受託事業
 - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は大分県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、大分県知事又は大分市長の許可を受けて、大分県内で産業廃棄物の処理等を行う者で、この法人の目的に賛同して入会した個人または法人

(2) 名誉会員 この法人に功労があった者または学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得たもの

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費その他の拠出金は基本的に返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(3) 第5条第1項に規定する資格を失ったとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内。

(2) 監事 3名以内。

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。

5 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

6 第4項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任及び構成の制限)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他次に掲げる特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

(1) 当該親族関係を有する理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(2) 当該親族関係を有する理事の使用人及び使用人以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(3) 前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(4) 当該親族関係を有する理事及び前3号に掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法に規定する役員((イ)において「会社役員」という。)又は使用人である者

- (イ) 当該親族関係を有する理事が会社役員となっている他の法人
 - (ロ) 当該親族関係を有する理事及び前3号に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合同号に規定する同族会社に該当する他の法人
- 4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。
 - 5 他の同一の団体の理事（公益法人を除く）又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長の求めに応じて会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序により、本会を代表する行為以外の職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解任

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第30条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第32条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第 33 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 34 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 40 条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 42 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、松田正則、副会長は恵藤豊喜、加藤晴夫、山下勝とする。

附則（平成 30 年 6 月 1 日一部変更）

この定款は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 5 月 31 日一部変更）

この定款は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附則（令和 5 年 6 月 2 日一部変更）

この定款は、令和5年6月3日から施行する。